

【資料①】

○一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成27年5月19日

告示第25号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり広く有識者からの意見を聴取するため、一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、町長へ助言するものとする。

- (1) 総合戦略及び人口ビジョンの策定・推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員で構成し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業の関係者
- (3) 町議会の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 金融の関係者
- (6) 労働団体の関係者
- (7) メディアの関係者
- (8) 農林、商工又は観光の関係者
- (9) 子育ての関係者
- (10) その他町長が適当と認める者

2 前項第9号の委員には公募委員も含め、その場合の公募方法・人数は別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日の属する年度末までとし、再任は妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会議に会長、副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮町条例第2号)による。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月19日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。